

## かすみがうら市空家等対策協議会について

### 1. 趣旨

平成27年5月26日に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）」に基づき、市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第6条に規定する「かすみがうら市空家等対策計画」の作成や変更、また、具体的な実施に関する協議等を行うため、法第7条に規定する「かすみがうら市空家等対策協議会」を設置するものです。

### 2. 根拠法令【空家等対策の推進に関する特別措置法第7条抜粋】

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 3. 概要

#### （1）協議会の協議事項

- ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- イ 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- ウ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- エ 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- オ その他空家等の対策に関すること。

#### （2）協議会の組織

- ア 構成員は15名以内で組織する。委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- イ 構成員

市議会議員、茨城県建築士会、茨城県司法書士会、茨城県宅地建物取引業協会、大学教授等、水戸地方法務局、区長会、民生委員、警察、消防

#### （3）会長及び副会長

会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

#### （4）委員謝礼【市謝礼支払基準に基づく】

1日当たり 専門有識者 7,000円 その他 5,000円

※専門有識者に該当する者

建築士会、司法書士会、宅地建物取引業協会、大学教授等の専門家

### 4. 協議会開催日 平成30年度第1回協議会 3月26日（火）14時～ かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎大会議室